粟島浦村公共施設等総合管理計画

計画期間：平成 27 年度 ～ 令和 17 年度

平成　27 年　1 月　策定
令和　　7 年　3 月　改訂

新潟県 粟島浦村

目　　次

第１章　はじめに

１．粟島浦村の公共施設の現状と課題 1

２．粟島浦村公共施設等総合管理計画の策定と計画の位置付け 2

３．計画期間 3

４．対象財産 3

第２章　公共施設等を取り巻く現状と課題

１．人口の推移 5

２．財政状況の推移

（１）歳入の状況 6

（２）歳出の状況 7

（３）公共施設等の維持更新経費の見通し 7

３．公共施設の現状と課題

（１）公共施設の構成比 8

（２）公共施設の老朽化 8

４．インフラ施設の現状と課題

（１）主要な公共土木施設の現状と課題 10

（２）簡易水道施設の現状と課題 13

（３）漁港施設の現状と課題 13

（４）交通安全施設の現状と課題 13

（５）林道施設の現状 14

第３章　公共施設等の総合的かつ計画的な管理と経費に関する考え方

１．課題認識と考え方

（１）効率的かつ計画的な管理と長寿命化 15

（２）保有総量の縮小 15

２．維持管理に関する基本方針
（１）公共施設等の維持管理方針 16
（２）施設類型ごとの維持管理方針 18

第４章　本計画の推進に向けて
１．全庁的な取組体制の構築 19
２．取組状況の点検と見直し 19
３．地方公会計の活用 20
４．官民連携手法の活用に向けた検討の推進 20
５．広域連携の推進 20
６．保有財産の有効活用（財源化）の推進 20

第１章　はじめに

１．粟島浦村の公共施設の現状と課題

全国的に見ても地方公共団体においては、これまでに建設された公共施設等(注1)の多くが更新時期を迎える一方で、地方公共団体の財政は依然として厳しい状況にあります。また、人口減少・少子高齢化の進展等により今後の公共施設等の利用需要が変化していくことが見込まれることから、地方公共団体は、公共施設等の全体を把握し、長期的な視点をもって計画的に維持管理及び整備を行うことにより、財政負担を軽減・平準化するとともに公共施設等の最適な配置を実現し、時代に即したまちづくりを行っていくことが求められています。

粟島浦村（以下、「本村」という。）でも、村民サービスの向上と都市機能の充実を図るため、人口の増加に対応し昭和 40 年代後半から平成初期にかけて、小学校や中学校、保育園、公民館など、様々な公共施設(注2)（建築物）及び道路や橋梁、上下水道等のインフラ施設(注3)の整備を進めてきました。しかし、施設の老朽化に伴い、今後、大規模な改修や建て替えなどの対策が急務であるとともに、工事が同時期に集中することも懸念されます。

また、本村の人口は今後も人口減少が続くと予測されています。これにより高齢者福祉をはじめとする扶助費の増加と、生産年齢人口（15 歳以上 65 歳未満の人口）の減少による村税収入の減少を招き、厳しい財政運営のうえでの公共施設等の維持管理を強いられることが予想されます。

さらに、年少人口（0 歳以上 15 歳未満の人口）の減少による小中学校や保育園の空き教室等が発生する反面、高齢人口（65 歳以上の人口）の増加による保健福祉施設の需要の拡大など、施設需要の変化が見込まれるため、計画的な施設等の統合や廃止が求められるとともに、施設等の耐震化やユニバーサルデザイン化、脱炭素化の推進も求められています。

(注1) 公共施設等　公共施設、公用施設等の村が所有する建築物その他の工作物を指します。具体的には、いわゆるハコモノの他、道路・橋梁等の土木構造物、公営企業の施設、プラント系施設等も含む包括的な概念となります。（『公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針』（総務省、H26.4.22）による）

(注2) 公共施設　いわゆるハコモノ等を指します。本計画における公共施設は、学校や図書館等の公共用財産に加えて、庁舎等の公用財産も含みます。

(注3) インフラ施設　インフラストラクチャー（Infrastructure）の略。本計画におけるインフラ施設は、都市活動を支える道路や橋梁等の土木構造物に加えて、企業会計に係る施設等も含みます。

２．粟島浦公共施設等総合管理計画の策定と計画の位置付け

国においては、インフラの老朽化が急速に進展することへの対応として、平成 25 年 11 月に、インフラ長寿命化基本計画が決定されました。

この計画では、地方公共団体は、インフラを所管する者として、その維持管理・更新等を着実に推進するため、中期的な取組の方向性を明らかにする行動計画を策定することとされています。また、当該行動計画に基づき、個別施設毎の具体の対応方針を定める計画として、個別施設計画を策定することとされています。

これを受けて、総務省から、平成 26 年 4 月に、上記行動計画に該当するものとして、地方公共団体がその所有する全ての公共施設等を対象とした公共施設等総合管理計画を策定するよう要請されました。

以上の国の動向を踏まえ、平成 27 年 1 月に、将来を見据えた公共施設等のあり方について、粟島浦村の現状と課題に対応するため粟島浦村公共施設等総合管理計画（以下、「本計画」という。）を策定します。

なお、令和 4 年 4 月にまとめられた国からの指針改定に基づき、令和 7 年 3 月に改定を行います。

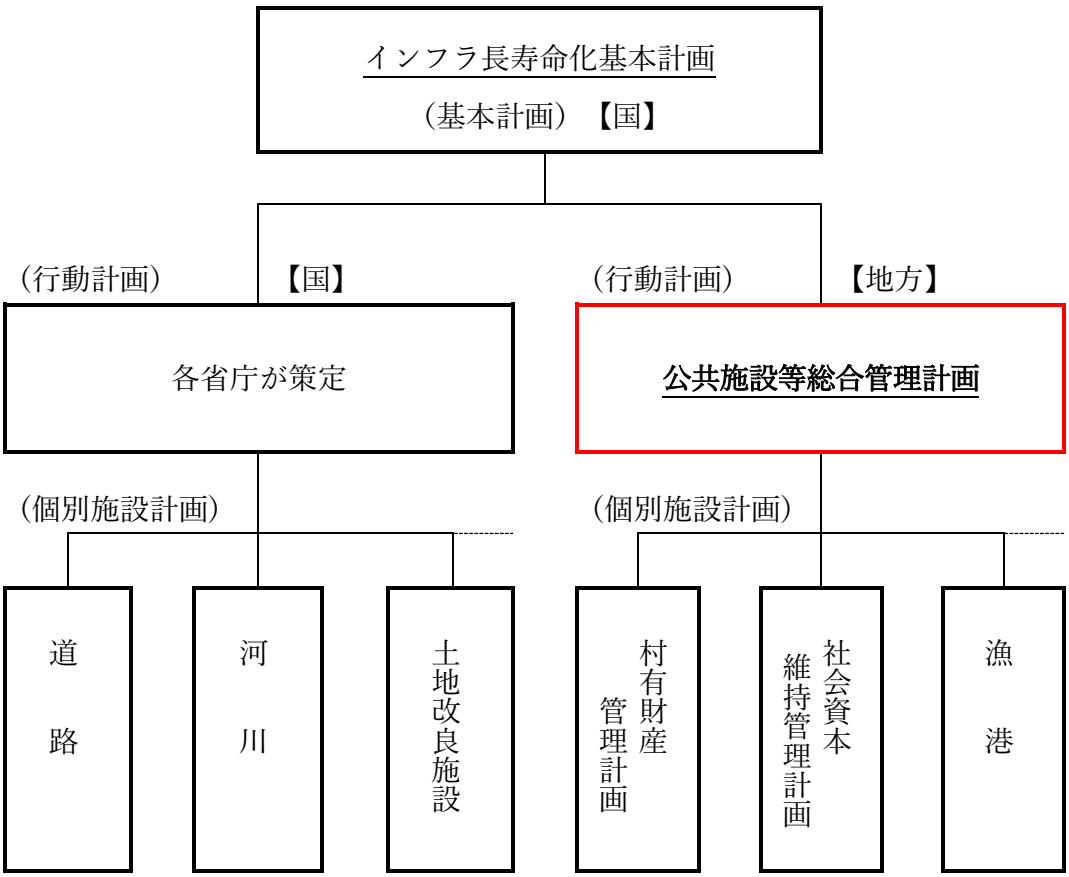

3．計画期間

平成 26 年度から令和 17 年度までとします。ただし、計画期間内であっても、必要に応じ適宜見直すものとします。

4．対象財産

本村が保有する各庁舎や学校施設等の公共施設及び道路や橋梁等のインフラ施設を対象(注)とします。

＜ 公共施設 ＞　　基準日：R7.3.31

施設分類	延床面積・延長	施設数等	備　考
学校教育施設	4,854.7㎡		
校舎等	3,507.0㎡	5	小中学校、体育館等
寄宿舎・教員住宅等	1,347.7㎡	4	
産業振興系施設	4,432.4㎡		
粟島開発総合センター	1,426.0㎡	1	
さっこい交流館	273.0㎡	1	
ホースパーク	458.0㎡	1	
その他	2,275.4㎡	11	観光、交流施設・便所等
行政系施設	1,494.6㎡		
行政庁舎	1,308.0㎡	1	本庁舎
その他施設	186.6㎡	4	集会施設等
福祉系施設	853.5㎡	2	
集会所	109.0㎡	1	
複合施設	744.5㎡	1	保育園・診療所・介護施設
環境衛生系施設	247.5㎡	3	ゴミ焼却処理場施設等
消防施設	128.9㎡	4	消防車庫
住宅施設等	2,641.8㎡		
公営住宅・職員住宅	2,095.8㎡	11	
その他	546.0㎡	3	資料館・わっぱ煮会場等
合　計	14,653.4㎡		

(注) 村有財産のうち、公共施設等に該当しない船舶、株式、出資による権利などの財産は対象に含まず、公共施設等に付随する土地及びこれに準ずる土地を含みます。

＜ インフラ施設 ＞　　基準日：R7.3.31

	延床面積・延長等	施設数等	備　考
橋梁	34.6㎡	4	
道路（舗装）	21,274.4㎡	46	
海岸保全施設（漁港）	65.0m	1	
排水処理施設			2地区（内浦地区、釜谷地区）
処理場	1,719.0㎡	2	内浦地区：H12改修済 釜谷地区：H27改修済
管渠	2,594.0m	2	
ポンプ場	3カ所	2	
公園施設	17,305.0㎡	5	
漁港施設			
外郭施設	571.3m	1	
係留施設	219.5m	1	
輸送施設	205.0m	1	
交通安全施設等	25本		標識
防災情報システム	1カ所	1	H26安全情報伝達システム
簡易水道施設	8,741.0m	2	2地区（内浦地区、釜谷地区）

第２章　公共施設等を取り巻く現状と課題

１．人口の推移(注)

粟島浦村の総人口は、平成 7 年の 474 人をピークに漸減傾向が続いており、この傾向は将来的にも続くことが予想されています。

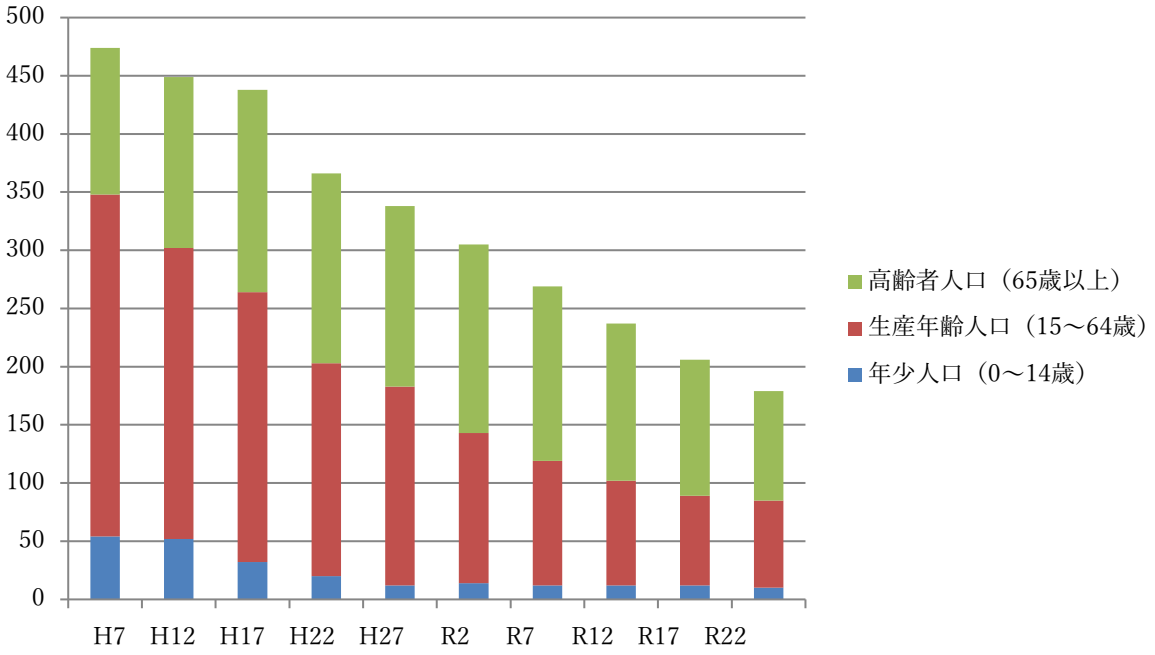

人口の内訳を見ると、年少人口及び生産年齢人口は減少している一方、総人口に対する高齢者人口の割合は増加しています。

今後の少子高齢化の具体的な予測としては、総人口に対して平成 7 年に年少人口が 11.4%でしたが、平成 27 年には 3.6%、令和 17 年には 5.8%と推計されます。一方、高齢者人口は平成 7 年に 26.6%でしたが、平成 27 年には 45.9%、令和 17 年には 56.8%と推計されます。

		平成7年	平成27年	令和17年
総　　人　　口		474人	338人	206人
構成比	年少人口(0～14歳)	11.4%	3.6%	5.8%
	生産年齢人口(15～64歳)	62.0%	50.6%	37.4%
	高齢者人口(65歳以上)	26.6%	45.9%	56.8%

(注) 平成 25 年までのデータは各年の『人口時系列データ』（粟島浦村）によります。
平成 27～令和 22 年のデータは『日本の地域別将来推計人口（平成 25 年 3 月推計)』（国立社会保障・人口問題研究所（H25.3.27 公表）によります。

2．財政状況の推移

（1）歳入の状況

直近６ヵ年(注)の歳入規模は、12 億円程度から直近３ヵ年増加傾向にあり、令和５年度には約 18 億円となっています。しかし、地方交付税への依存度が高く、令和５年度は 38.9%となっています。

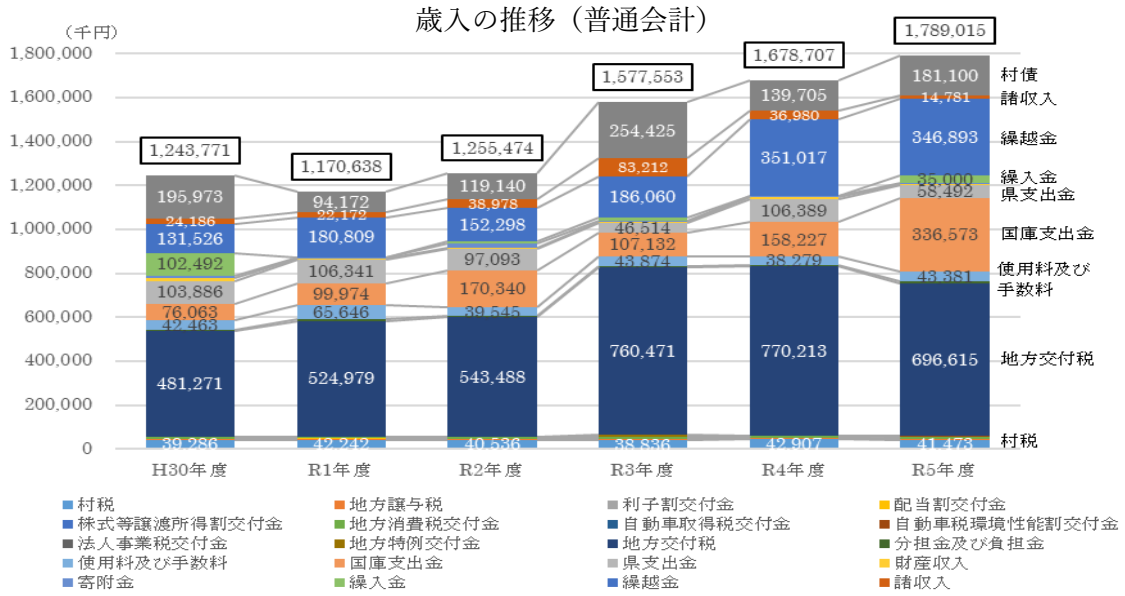

（2）歳出の状況

直近6ヵ年(注)の歳出規模は、10億円程度から直近で増加傾向にあり、令和5年度に14.3億円となっています。民生費や公債費の伸びが比較的抑えられている一方で、公共施設の整備にかかわる土木費は増加傾向にあります。

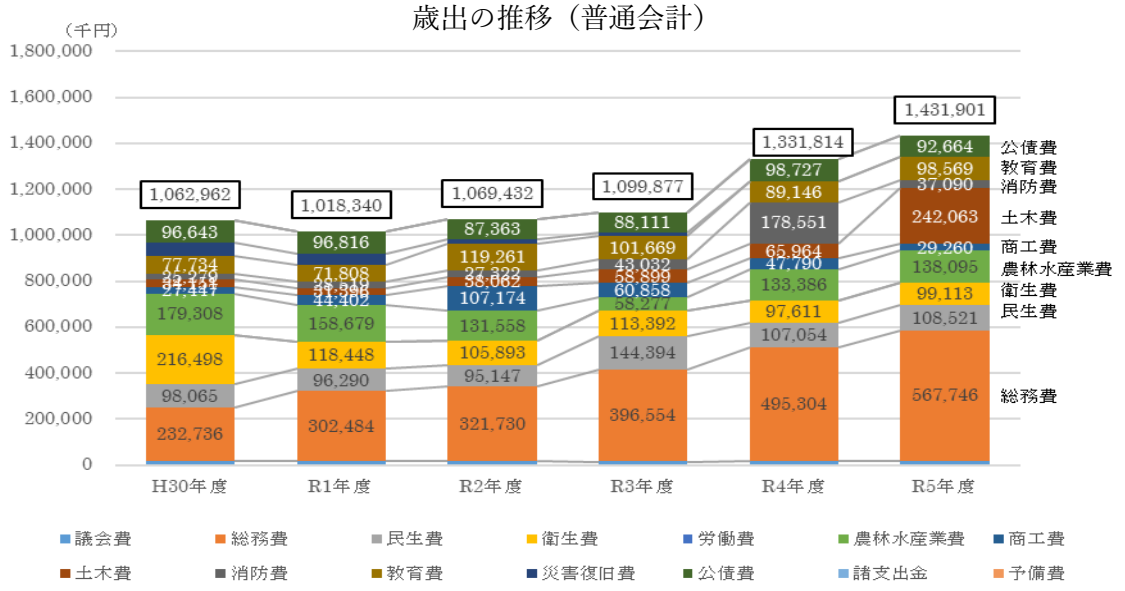

(注) 平成 30 年度から令和 5 年度を指します。

（3）公共施設等の維持更新経費の見通し

村の公共施設等を現状の施設量のまま保有し続けた場合、計画期間中にかかる維持更新経費の総額は7,772百万円と試算されました。そのうち老朽化(注)による改修対象の改修予定時期が令和15年度までに集中しています。

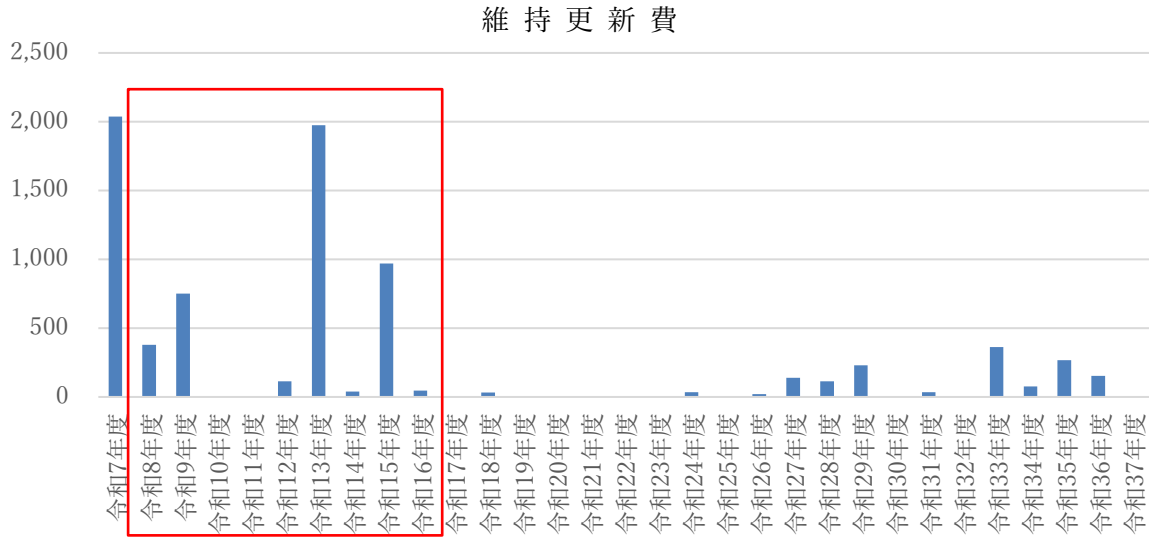

① 公共施設に係る経費

前述のとおり、今後10年以内での改修対策が急務となります。

そのため、今後は施設の統廃合を進め、維持管理経費を削減していく必要があります。また、利用者負担の原則（利用者に、施設の管理運営に適切な料金を負担いただくこと）を導入し、維持管理費の負担軽減を図っていきます。

② インフラ施設に係る経費

前述のとおり、インフラ施設についても老朽化が深刻化するなかで、道路、港湾、漁業集落排水施設の維持管理経費の増加が懸念されます。

そのため、これらのインフラ施設については、補修・修繕の経費を最小限に抑えるため、定期的な点検・調査を行うことで、長寿命化を図っていきます。

また、長寿命化の効果として予防・保全型の補修・修繕を中心とすることで、これらにかかるコストの削減が見込まれます。

(注) 耐用年数×0.6 の年数を過ぎた状態を指します。
施設・橋梁　60 年×0.6＝36 年　　港湾施設　50 年×0.6＝30 年　　水道設備　40 年×0.6＝24 年
RC 造　　50 年×0.6＝30 年　　木造住宅　24 年×0.6＝14.4 年

3．公共施設等の現状と課題

（1）公共施設の現状と課題

① 公共施設の構成比

公共施設の構成比としては、学校教育施設が 3 割以上を占めることが大きな特徴です。令和 5 年度末時点において、建物延床面積の多い順に、学校教育施設 33.1%、産業振興系施設 30.2%、住宅施設等 18.0%となっています。

公共施設の構成（延床面積14,653.4㎡）

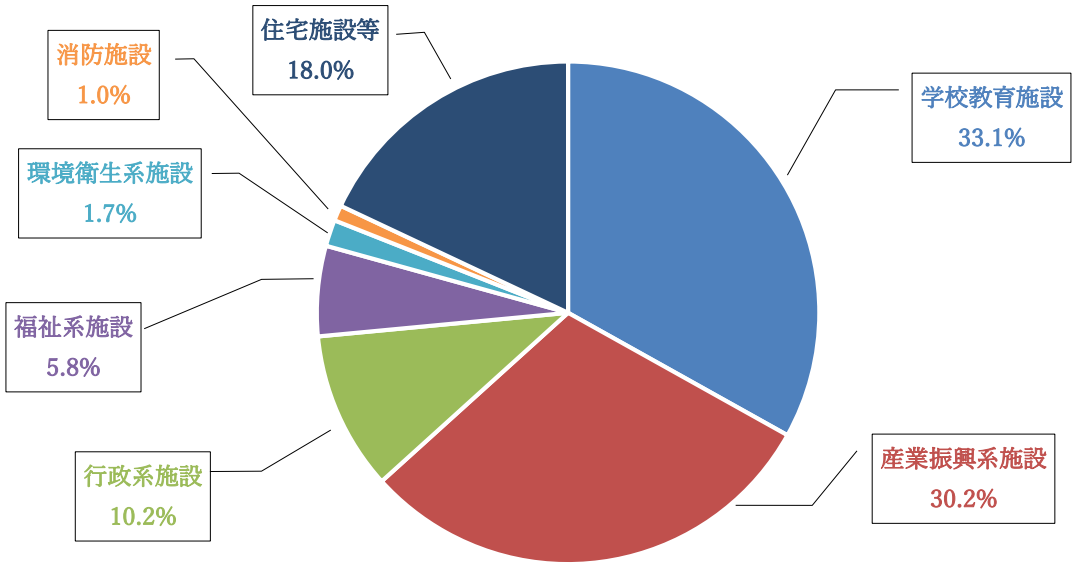

② 公共施設の老朽化

建築年度別に公共施設を見ると、昭和 40～50 年代に建築時期が集中しており、今後は更に老朽化施設の割合が増えることが見込まれます。

公共施設建築年度別延床面積

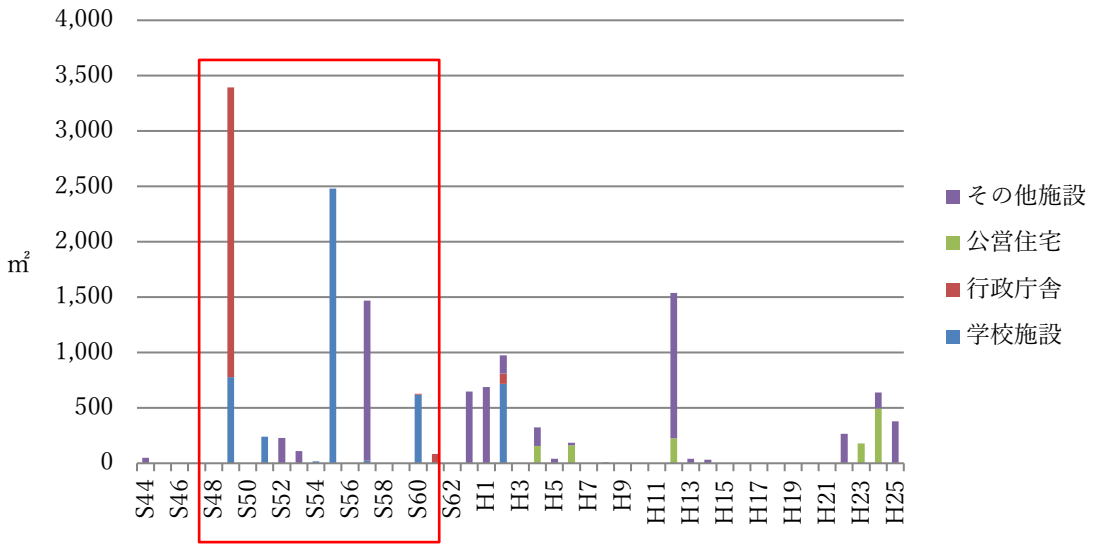

本村が管理する公営住宅は 11 棟(48 戸)あり、平成 5 年から令和 6 年までに建設された木造建築物です。

令和 7 年 3 月現在において、耐用年数（24 年）を超えている建物は 3 棟、老朽化（14.4 年）を迎えているのは 5 棟であり、合わせると保有棟数の 45.5%を占めています。しかし、10 年後の令和 17 年では、耐用年数の 1.5 倍（36 年）を超えている建物は 2 棟、耐用年数（24 年）を超えている建物は 3 棟、老朽化（14.4 年）を迎えているのは 5 棟となり、合わせると保有棟数の 90.9%が特に維持管理を要する建物となります。

今後、新規取得が難しい状況のなか、維持管理経費が膨大になることを想定のうえ、計画的な小修繕と大規模修繕による現存施設の長寿命化を図り、戸数を維持する必要があります。

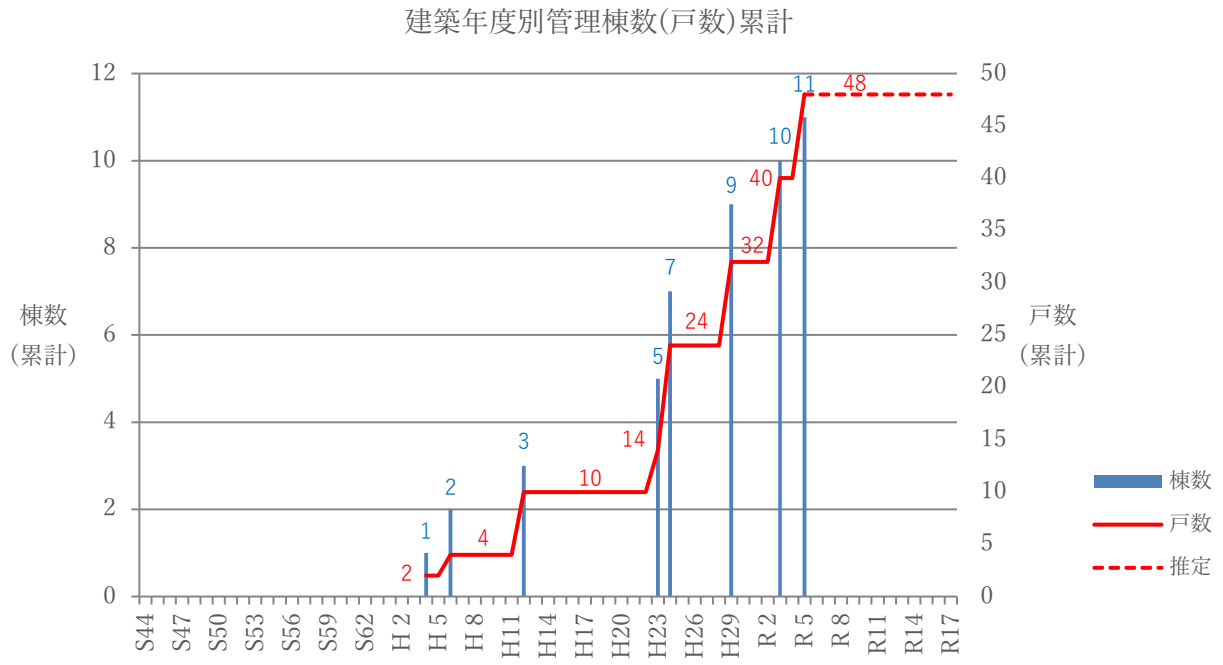

（2）インフラ施設の現状と課題

本村が管理する公共土木施設(注)においては、老朽化施設の割合の増加が進んでいます。

① 主要な公共土木施設の現状と課題

ア．橋梁

本村が管理する橋梁は 4 橋あり、これらの多くは昭和 20 年代後半から昭和 50 年代の高度経済成長期に建設され、建設後約 45～70 年が経過しています。全てが老朽化(うち 1 橋は耐用年数 60 年を超過)しており、今後は補修や更新などの維持管理経費が増えることが想定されます。

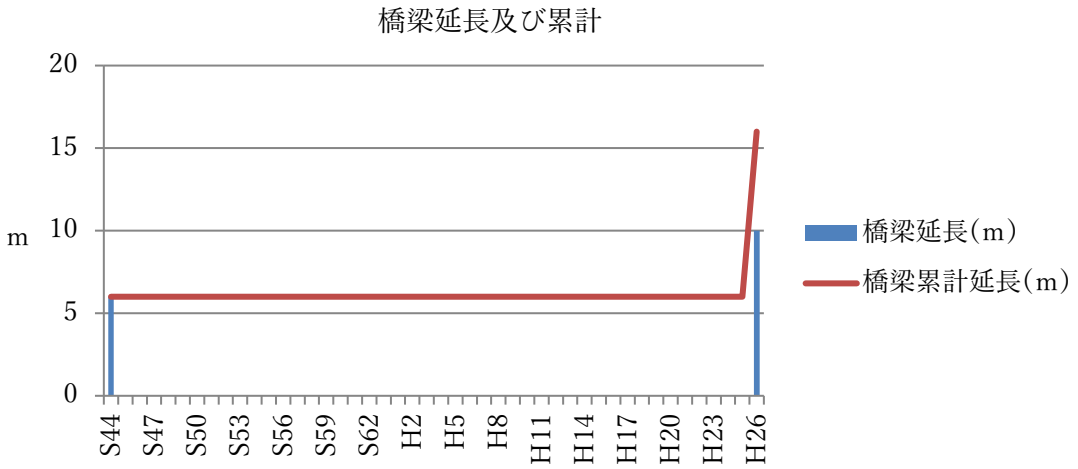

イ．道路（舗装ほか）

本村が管理する舗装延長は約21.3kmあり、昭和50年代に急速に舗装化が進み、現在は管理延長のすべてが舗装されています。

このため、1･2 級村道の延長は全体の 83%であり、改良した時期が平成元年から平成 10 年にかけて行なわれています。補修に要する維持管理経費のうち草刈りが占める割合は多く、より効率的な維持管理を行っていく必要があります。

村道の種類	延　長	舗装率(%)
1 級村道	6,921.7m	100
2 級村道	10,909.8m	100
その他	3,442.9m	100
合　　計	21,274.4m	100

(注) 本計画においては、産業振興課所管の社会資本維持管理計画の対象施設（橋梁、舗装、海岸、公営住宅、漁業集落排水、公園、防災情報システム、簡易水道、林道施設）を指します。

ウ．集落排水処理施設

本村では、内浦地区及び釜谷地区の 2 処理区で、昭和 58 年から順次排水処理施設の整備を進め、2 箇所の流末処理場と総延長 2,594m の管渠、3 箇所のポンプ場を管理しています。内浦地区は平成 12 年度に、釜谷地区は平成 27 年度に施設のリフォームを終了しています。

道路陥没の原因となりやすい敷設後 30 年以上を経過した管渠の延長は、平成 26 年度では 1,200m(全延長の 46.3%)でしたが、平成 30 年度には 2,594m(同 100.0%)となり、そのため、管渠の維持管理経費が大幅に増大することが予想されます。

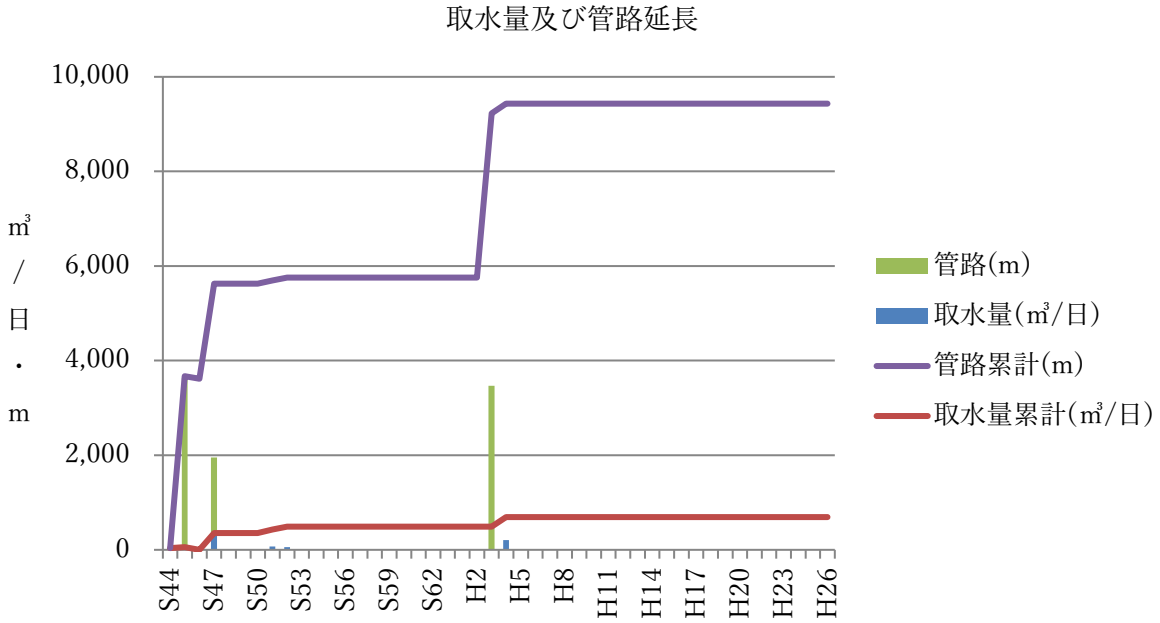

エ．公園施設

本村が管理する公園は5箇所あり、そこにはほとんどが緑地帯の公園施設が存在します。それらは休憩施設や遊具等の公園一般施設といった小規模施設建築などとなっています。

一部の公園において照明や遊具の補修・更新が行なわれましたが、今から10年後の令和17年には、設置後30年以上経過する付随施設が増加するため、維持管理経費が増大することが予想されます。

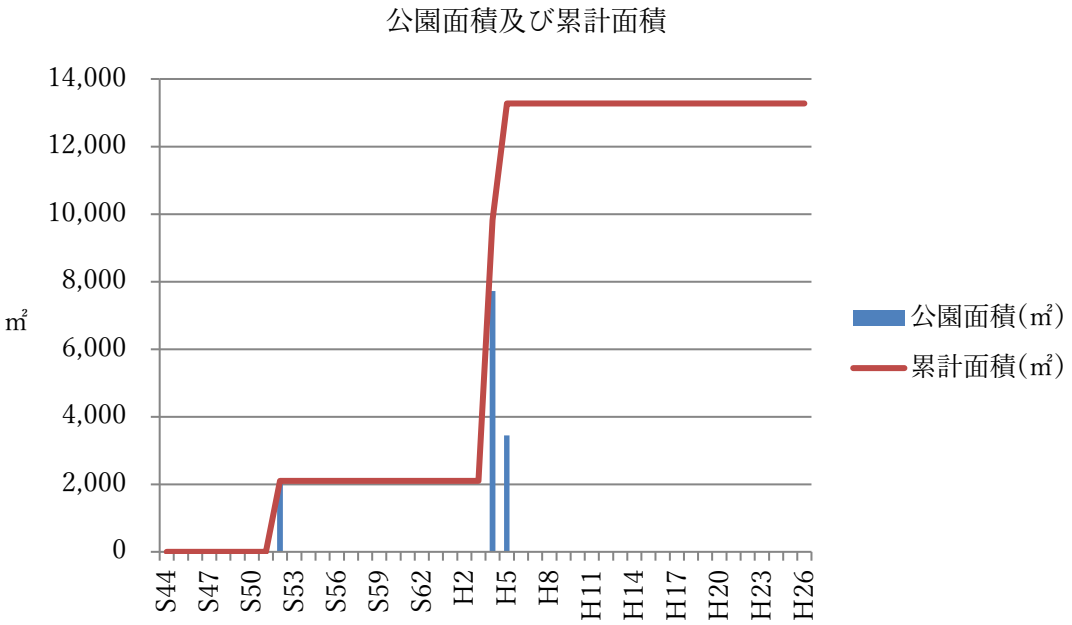

オ．海岸保全施設（漁港）

本村が管理する海岸保全施設の有効延長は、65.0m あり、補助事業としての整備を平成 2 年度からの 2 年間において重点的に実施してきました。

このため、老朽化(建設後 30 年)を迎えている施設が増加しており、今後の計画的な維持管理経費の確保が必要です。

カ．防災情報システム

本村が管理する防災安全情報伝達施設は1局あり、平成26年に設置されたもので、耐用年数(10年)を迎えます。更新計画を踏まえた計画的な点検・整備を続けるとともに維持管理費の確保が必要です。

施設区分	数　量	備　考
雨量観測施設	1 局	国管理
防災安全情報伝達施設	1 局	H26 設置
センター設備	1 台	
遠隔放送設備	1 台	
伝達路幹線整備	10,296.0 m	
宅内設備	179 台	
庁内設備	1 台	
屋外拡声設備	5 台	

② 簡易水道の現状と課題

本村が管理する簡易水道施設は内浦及び釜谷地区にそれぞれ整備されています。内浦地区の管渠5,270m、釜谷地区の管路3,471m、貯水施設2カ所、井戸3カ所を管理しています。釜谷地区の施設は平成4年度に大規模改修を実施しましたが、令和17年には43年が経過し耐用年数(40年)を越えます。

一方、内浦地区の管渠は、敷設後40年以上が経過し、老朽化が進んでおり、令和17年には耐用年数(50年)を越えます。老朽化による断水や道路陥没などの被害は村民生活には甚大であるため、更新を含めた計画的な点検や整備を実施して長寿命化を図り、維持管理経費の確保が急務と考えられます。

③ 漁港施設の現状と課題

本村が管理する漁港は1港あり、外郭施設（防波堤、護岸等）の延長は571ｍ、係留施設の延長は220ｍ、輸送施設の延長は305ｍです。

これらのほとんどは昭和54年から整備を進めており、施設は整いつつあります。外郭施設では、15年後の令和21年、係留施設では、26年後の令和32年には全体の100%以上が建設後50年以上を経過することになり、補修や更新に要する維持管理経費の増大が予想されます。

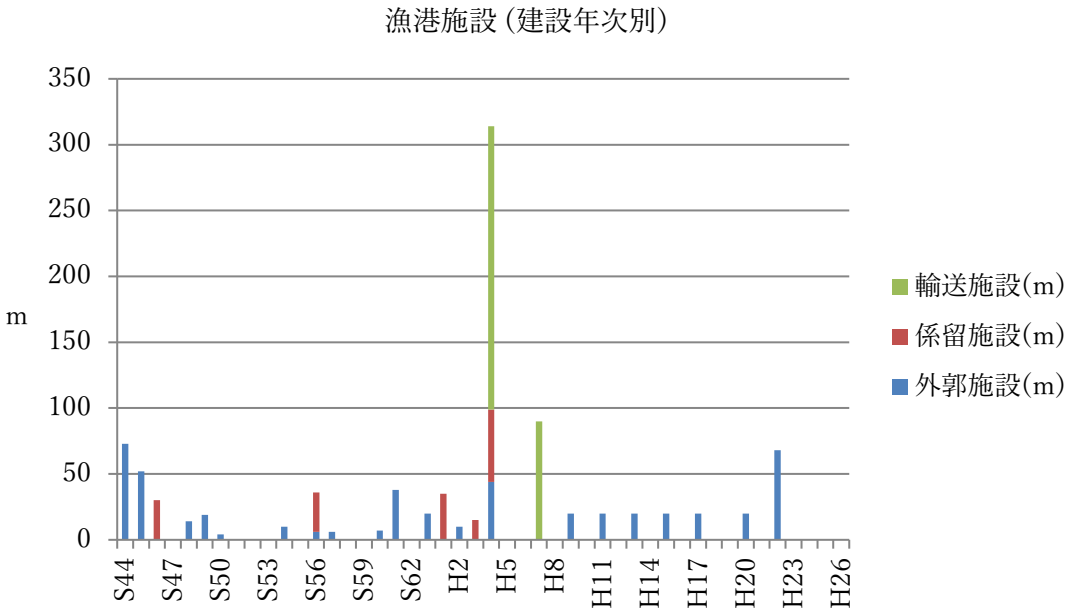

④ 交通安全施設の現状と課題

粟島浦村が管理する標識にあっては約25本あり、これらは平成元年から平成10年にかけて建設されました。

標識についてはその都度更新を実施しますが、老朽化により今後の維持管理経費の増大が予想されます。

⑤ 林道の現状

本村が管理していた林道内浦釜谷線（総延長6,120m）は、村道に管理変更されました。既存の村道の一体として維持管理整備します。

第３章　公共施設等の総合的かつ計画的な維持管理に関する基本的な考え方

１．課題認識と考え方

（１）効率的かつ計画的な管理と長寿命化

生産年齢人口が減ることによる村税収入への影響や、高齢者人口が増えることによる社会保障費の増加等から、公共施設等の維持管理に要する財源は限られていくことと見込まれます。

建替や大規模改修時期が一時期に集中すると推測されることから、限られた財源のもとで、より一層効率的かつ計画的に耐震改修や外壁改修、設備改修を実施するとともに、公共施設等の長寿命化の推進が必要です。

（２）保有総量の縮小

今後、少子高齢化や人口減少は続くことから、公共施設等の利用者数の減少が見込まれます。合わせて、施設等の改修費や維持管理経費の削減を検討するにあたり、施設等の保有総量の縮小が必要です。

保有総量の縮小にあたり、以下の２点を最優先で重要な課題と認識しています。

① 解体撤去の推進

耐震改修を行っていない施設等は、利用者の安全確保等の観点から利用が困難であり、用地の有効活用への支障となっています。また、老朽化した施設等においても、景観の維持、防犯対策、暴風雨等による近隣への飛散倒壊被害防止等の観点から、解体撤去の推進が必要です。

② 財産の境界及び法的な制限の整理

境界問題や法的な制限により、財産の売却等による有効活用策への移行ができないため、用地の有効活用への支障となっています。全庁の知見や外部専門家の知識を動員し、対応方法の整理が必要です。

（３）効率的利用

維持管理経費の削減を図るため、PPP(注1)/ PFI(注2) 等の手法を活用して、効率的な利用の推進が必要です。

(注1) Public Private Partnership　：公共施設等の建設、維持管理、運営等を行政と民間が連携して行うこと。
(注2) Private Finance Initiative　：公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金とﾉｳﾊｳを活用すること。

２．維持管理に関する基本方針

（１）公共施設等の維持管理方針

① 点検・診断等の実施方針

施設の機能や安全性を確保するために、建物の構造、電気設備、水道設備などを対象に定期的な点検を実施します。その後、点検結果に基づき、必要な修繕や改善を行うための診断を実施、診断結果をもとに予防・保全を計画します。

② 維持管理・修繕更新等の実施方針

施設の効率的な維持管理のため定期的な点検とメンテナンスを行い、建物の構造や設備の状態を確認し、劣化が見られた場合は修繕や更新を実施します。また、施設のエネルギー効率を向上させるために、省エネルギー設備（LED 照明、効率的な空調システムなど）の導入を行い、運用コストの削減を図ります。

③ 安全確保の実施方針

防災や医療福祉、行政などの施設の性格を考慮し、災害等の緊急事態に正常に機能するよう、維持管理と整備を実施します。

また、用途を廃止した施設においては、施設の安全管理を図り、速やかな譲渡や撤去などを実施します。

④ 耐震化の推進方針

災害時に住民が利用する施設や災害対策活動の拠点・避難所となる施設、ライフライン関連施設など、災害発生による重大な被害や住民生活への深刻な影響を及ぼす恐れのある施設については、優先的に耐震化対策を推進します。その一環として、令和８年度より、公民館の耐震化を予定しています。

⑤ 長寿命化の推進方針

村有施設の長寿命化については、施設の劣化等の状況を的確に把握し、施設の維持管理や改修、建替等の経費を含むライフサイクルコストを考慮して、中長期的な運用と予防保全の観点で修繕・改修工事を推進します。

なお、長寿命化する施設については、環境への配慮に加えて、災害及び少子高齢化等の社会環境の変化に対応した性能を確保していきます。

⑥ 統合や廃止（保有総量の縮小）の推進方針

複数の施設等の機能を統合するとともに、不要・余剰の施設等の譲渡・撤去により保有総量の縮小を推進します。

⑦ ユニバーサルデザイン化の推進方針

今後も高齢化が進むことが見込まれることから、「ユニバーサルデザイン 2020 行動計画(平成 29 年)」や「ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策の総合的かつ一体的な推進に関する法律(平成 30 年 12 月施行)」の理念に基づき、今後の公共施設等の改修・建替にあたって、ユニバーサルデザイン化を推進します。

⑧ 脱炭素化の推進方針

本村では 2050 年カーボンニュートラルの実現を目指し、公共施設等の改修や更新を実施する際には、照明の LED 化や高効率エアコンの導入による省エネルギー化、建物の高断熱・高気密化など脱炭素化を推進します。その一環として、令和 7 年度に学校、診療所、保育園の照明の LED 化工事を実施します。

⑨ 効率的利用の推進方針

施設等を休眠させることなく、幅広く活用方法を検討するほか、PPP/PFI 等の手法を活用して、効率的な施設の利用を推進します。

（2）施設類型ごとの維持管理方針

① 公共施設、公共土木施設、簡易水道施設

維持管理、補修及び更新を計画的に行うことで、維持管理経費の抑制、予算の平準化及び施設の長寿命化を図ります。

特に、以下の 4 項目を具体的な実施事項とする予防保全型維持管理を取り入れます。

- 定期的な点検の頻度、手法及び項目の充実
- 施設の健全度の適確な評価
- 施設の重要性等に応じた管理水準の設定
- 施設の健全度、重要性等による優先度に応じた補修、更新

なお、橋梁 4 施設については、個別施設計画に該当する「粟島浦村橋梁長寿命化修繕計画」を策定済みです。

② 漁港施設

村営釜谷漁港 1 港の漁港施設については、個別施設計画に該当する機能保全計画を策定済みです。この計画に基づき、適時保全工事を進め、施設の長寿命化により将来の更新コストの縮減を図ります。

また、漁港区域内の海岸保全施設についても老朽化診断を実施し、機能保全計画を策定した後、順次老朽化対策を実施していきます。

③ 交通安全施設

老朽化が進行する交通安全施設については、限られた財源等を踏まえつつ、ライフサイクルコストの縮減や、施設機能を安定的に確保するための点検委託の実施を継続し、予防保全の考え方に基づいた維持管理及び計画的な更新を進めます。

④ その他施設

上記以外の施設については、基本的に ① 公共施設、公共土木施設、簡易水道施設 の方針を準用して、管理を実施します。

第４章　本計画の推進に向けて

１．全庁的な取組体制の構築

平成 26 年 9 月に村有財産利活用プロジェクトチームを設置し、公共施設のより効率的な管理方法等の議論を重ね、平成 27 年 1 月に、国の動向を踏まえた本計画を策定しました。以後、プロジェクトチームは計画推進チームとして活動します。

今回、令和 7 年 3 月に改定された政府指針に沿って本計画の見直しを実施し、改定版を策定しました。

チームリーダー
総務課長

構成員
・産業振興課長
・保健福祉課長
・教育長職務代理
・総務課　　財産管理担当
・産業振興課　土木・農林水産担当
　　商工観光担当
　　簡易水道・排水処理担当

２．取組状況の点検と見直し

ＰＤＣＡサイクルを活用し、進捗管理や見直しを行い、継続的な取組を行います。

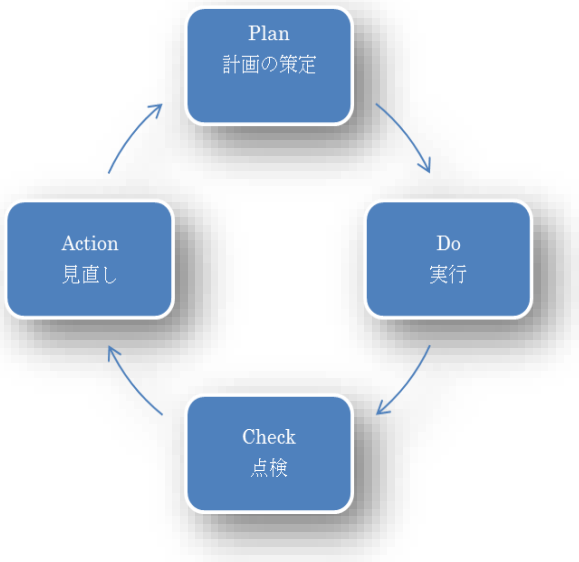

3．地方公会計の活用

地方公会計の会計情報と連動することで、資産ごとの金額情報を有する固定資産台帳から得られる情報を、公共施設等の維持管理・更新等に係る中長期的な経費を見込むことに活用します。

また、本計画に基づく具体的な取組等の検討においても、固定資産台帳から算出可能な有形固定資産減価償却率の推移等を利用することで、固定資産台帳や財務書類等を適切に作成・更新を進めます。

4．官民連携手法の活用に向けた検討の推進

使用されていない施設の改修と活用のために、観光協会や地域おこし協力隊との連携を図り、施設の活用、売却、賃貸などを推進します。

5．広域連携の推進

本村単独での維持管理が難しい施設、消防や病院といった施設に関しては、村上市と定住自立圏形成協定を締結することで広域連携を推進し、効率的な施設の維持整備を推進します。

6．保有財産の有効活用（財源化）推進

改修によって価値が見込める未利用施設に関しては、売却や賃貸を行うことで財源化を推進します。